

災害が
発生したら！

要配慮者の避難について

災害が発生した際には、命を優先するため、まずは近くの「指定避難所」や「安全な場所を確保できている親戚、知人宅」などへ避難してください。

「指定避難所」での共同生活を続けることが困難な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児などの特別な配慮を必要とされる方は、職員が調整を行い再度「福祉避難所」に避難していただくことがあります。

『福祉避難所』へ(直接)避難することはできません！

① 災害発生



② 避難



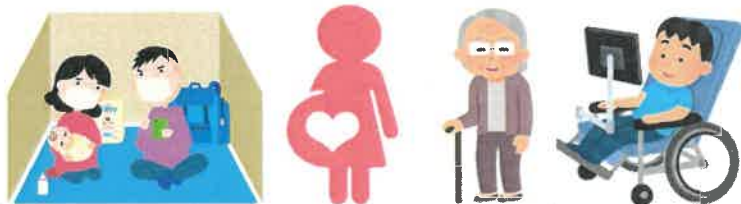
③ 親戚など安全な場所



③ 指定避難所



要配慮者



④ 要配慮者の確認・
トリアージ



⑨ 移送・受け入れ



⑦ 調整
受託

⑧ 移送先の指定・連絡

⑤ 連絡

⑥ 要請



問合せ先：岡谷市介護福祉課介護保険担当（内線 1269）